

地域安全ニュース

悪質商法の被害に遭わないために

「必ずもうかる」「高利回り」などをうたって「未公開株」の購入や「暗号資産」等への投資を勧誘する詐欺的な投資勧誘や、「屋根がはがれている」などと高齢者宅を訪問し、法外な家屋修理工事契約などを交わす訪問販売など、悪質商法による被害が後を絶ちません。

また2022年4月から成年年齢が18歳に引き下げられ、若者も法律上は1人で契約できるようになりました。社会経験が少ない若者を狙う悪質な事業者も少なくありません。「自分は大丈夫」と思わず、トラブルに遭わないために契約に関する様々なルールを知った上で、その契約が必要かどうか検討することが大切です。

1被害に遭わないためのポイント

- 相手の身分と用件をしっかりと確認する。
- うまい話、儲かる話を信用しない。

- 曖昧な返事をせず、勇気を出してはっきりと断る。
- 1人で判断しないで、家族や知人、相談機関へ相談する。

2こんなケースにも注意

- 友人や家族など、信頼する人から勧誘される。
- 相手から親切にされたり、やさしくされたりする。

3相談窓口

被害に遭った時や、不安を感じたときは一刻も早く相談してください。クーリング・オフによる被害の防止・回復ができる場合があります。

固警察本部相談サポートコーナー

☎043-227-9110

県消費センター ☎047-434-0999

千葉県警察本部 生活経済課

☎043-201-0110(代表)

山武警察署生活安全課

☎0475-82-0110(代表)



消費生活ナビ No.143

「今より電気代が安くなります」 ～電気契約のトラブル～

2016年4月1日以降、電力事業者や電気料金プランを自由に決められるようになりました。

電力事業者の担当者が自宅に来て「今より電気代が安くなります」と言われたので、言われるままに契約(訪問販売)をしたら電気代が高くなったなどのトラブルが生じています。

現在の電気使用時間帯や使用量を確認し、変更する電気料金プランによって今より電気代が安くなるのか必ず確認しましょう。

契約が訪問販売にあてればクーリングオフ(無条件契約解除)が可能ですので、不安なことがありましたら早めに横芝光町消費生活相談室にご相談ください。

固消費生活相談室 ☎84-1233

毎週火曜日 午前10時～午後4時



春の全国交通安全運動

5月11日(木)～20日(土)

☆交通事故死ゼロを目指す日 5月20日(土)

目的

交通ルールの遵守、正しい交通マナーの実践を呼びかけ、交通事故防止の徹底を図ることを目的に行います。

スローガン

なれた街 いつもの道でも みぎひだり
重点目標

- ①こどもをはじめとする歩行者の安全の確保
- ②横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上
- ③自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

固環境防災課防災班 ☎84-1216



商工会伝言板

小規模企業共済制度のご案内

小規模企業共済制度は、小規模企業の経営者や役員、個人事業主などのための、積み立てによる退職金制度です。月々の掛金は1,000円～70,000円まで500円単位で自由に設定が可能で、確定申告の際は、その全額を課税対象所得から控除できるため、高い節税効果があります。

●掛金の全額所得控除による節税額一覧表

課税される 所得金額	加入前の税額		加入後の節税額		
	所得税	住民税	掛金月額 1万円	掛金月額 3万円	掛金月額 7万円
200万円	104,600円	205,000円	20,700円	56,900円	129,400円
400万円	380,300円	405,000円	36,500円	109,500円	241,300円

固商工会 ☎82-0434